

平成 19 年 5 月 15 日

会 員 各 位

社団法人日本産婦人科医会  
会 長 寺 尾 俊 彦

### 法務省民事局長通達の取扱について

現在の民法第 772 条（嫡出性の推定）<sup>1)</sup>において、婚姻解消後 300 日以内の出生子については、前婚の婚姻中に懐胎（妊娠）したものと推定され、前夫の嫡出子としての取扱いがなされています。このことが事例によっては裁判手続きを経なければならないなど、当事者達（母子）に過大な負担を強いている現状があります。

そこで法務省は、前夫との婚姻関係が実質的に解消した後に妊娠したことを医師（主に産婦人科医師）によってその妊娠時期を推定し、それを証明できれば、裁判の手續きなしに「前夫の子でない」または「現夫の子」として出生の届出ができるとの民事局長通達「婚姻の解消又は取消し後 300 日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて（通達）（平成19年5月7日付法務省民一第1007号）」をもって対応したところです。

この通達の中で、医師の証明書に係る届出用紙は、「懐胎時期に関する証明書」として示されている通りです。この証明書を記載する上で、その具体的な手引きを、日本産科婦人科学会と協議の上、「懐胎時期に関する証明書記載の手引き」として決めました。

本会としては、その「手引き」をより平易なものとして、会員をはじめ利用者の方にも理解できるようにしたものを、ホームページへ掲載するとともに、本会 6 月号医会報をもって会員全員に周知します。

法務省民事局長通達と併せ、会員各位にお知らせいたします。

なお、本制度の運用実施日は平成 19 年 5 月 21 日となっていますので、会員各位には本制度へのご理解とご対応を宜しくお願い申し上げます。

#### 1) 現行民法第 772 条（嫡出性の推定）

1. 妻が婚姻中に懐妊した子は、夫の子と推定する。
2. 婚姻の成立の日から 200 日又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。